

通報対象行為(疑い)

通報者

[教職員・契約先の労働者・学生ほか] (善意の通報者)

原則実名※での通報

法人内窓口に通報があったものは監査室が、
法人外窓口に通報があったものは 窓口担当の
弁護士が通報者へ連絡します。

※匿名通報の場合
・通報にあたり客観的資料が必要です。
・内部通報制度委員会への報告は匿名のまま
行い、通報者への連絡は行いません。

【法人内 窓口】 監査室
【法人外 窓口】 法律事務所

Eメールもしくは郵便にて受付

実名のまま連絡

趣旨の確認 等

対応結果の報告 ※希望者のみ

公立大学法人横浜市立大学
内部通報制度委員会

(委員) 法人外の弁護士で構成
(役割) ・通報案件の受理・不受理にあたっての事前調査
・通報案件の受理・不受理の決定
・受理後の本調査の実施
・調査結果の報告等
・調査結果に基づく勧告等の実施など

(事務局) 監査室
(役割) 委員会の事務補助等

※事務局員は、通報委員会の
事務を補助する上で知り得
た秘密を漏らしてはならない

通報の報告
調査結果の報告
是正勧告

※原則、通報者の氏名は報告
しない。報告の必要がある場
合は、通報者の同意を得る

理事長

調査結果の報告を受けたとき
は、必要に応じて告発するほ
か、再発防止のため必要な
措置をとらなければならない

【法人内の相談窓口】

ハラスメントなど
人権侵害に関する
事案

人事担当課

授業など教育活
動に関する事案

教育推進課
医学教育推進課

研究費の不正使
用及び研究活動
の不正行為に関
する事案

研究推進部
研究基盤課

臨床研究法に基
づく臨床研究の
不適当事案

臨床研究
推進課

医療安全管理の
適正な実施に疑
義が生じるよう
な事案

附属病院
総務課
市民総合医療
センター総務課

規程等に基づき、各調査委員会等において対応

報告

協力・連携

公立大学法人横浜市立大学
コンプライアンス推進委員会

(委員)
理事長: 委員長
委員等: 学内及び学外委員、オブザーバーで構成

(役割)
コンプライアンスの観点から、必要に応じて法人全体の課題
としては正取組や業務改善、啓発等について、法人全体へ
展開を検討・推進する

(事務局) 総務部総務課コンプライアンス推進担当
(役割) 委員会の庶務